

平成25年4月23日
第2482号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規則

- 秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則（42・雇用労働政策課）……………1
- 秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（43・雇用労働政策課）……………2

告示

- 市街地再開発組合の解散の認可（197・建築住宅課）……………2
- 証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出（198・会計課）……………3
- 証紙売りさばき場所の変更の承認（199・会計課）……………3
- 建設業の許可の取消し（200・鹿角地域振興局総務企画部）……………3
- 道路区域の変更及び供用開始（201・山本地域振興局建設部）……………4

公告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（鹿角地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）……………5
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）……………5
- 土地改良区の役員の退任の届出（仙北地域振興局農林部）……………5
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………5

規 則

秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月二十三日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十二号

秋田県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

秋田県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「から第八号の二まで」を「から第八号の三まで」に改める。

第四条第一項中「職場適応訓練指示通知書（様式第一号）」を「その旨を別に定める様式による通知書」に改め、同条第二項中「その旨を職場適応訓練（職場実習）指示変更（取消）通知書（様式第二号）」を「その旨を別に定める様式による通知書」に改める。

第五条第一項中「職場適応訓練受託申込書（様式第三号）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申込書」に、「知事」を「知事」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業所の名称及び事業主の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 二 事業所の所在地
- 三 事業所が行う事業の内容、従業員数その他事業所に関する事項
- 四 その他知事が必要と認める事項

第六条の見出し中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同条第一項中「職場実習実施あつ旋通知書（様式第四号）」を「別に定める様式による通知書」に、「通知する」を「当該委託のあつせんを行う」に改める。

第七条第一項中「職場適応訓練委託契約書（様式第五号）」を「別に定める様式による契約書」に改め、同条第三項中「職場適応訓練（職場実習）実施決定通知書（様式第六号）」により、「を」を「その旨を」に、「経由して、」を「経由して書面により」に改める。

第八条第二項中「職場実習」と、「職場適応訓練受託申込書（様式第三号）」とあるのは「職場実習特例受託申込書（様式第七号）」と、前条第一項中「職場適応訓練委託契約書（様式第五号）」とあるのは「職場実習特例委託契約書（様式第八号）」を、「職場実習」に改める。

第九条第一項中「職場適応訓練（職場実習）実施決定通知書」を「その旨を書面」に、「通知書の」を「書面の」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十三条第一項中「職場適応訓練委託契約（職場実習特例委託契約）変更（解除）協議書（様式第九号）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による協議書」に、「知事」を「知事」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業所の名称及び事業主の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 二 事業所の所在地
- 三 変更し、又は解除しようとする理由
- 四 その他知事が必要と認める事項

第十三条第三項中「決定し、その旨を職場適応訓練委託契約（職場実習特例委託契約）変更（解除）通知書（様式第十号）又は職場適応訓練委託契約（職場実習特例委託契約）変更（解除）不承認通知書（様式第十一号）」を「書面」に改める。

第十四条第二項中「職場適応訓練委託契約（職場実習特例委託契約）変更（解除）通知書（様式第十号）」を「書面」に改める。

第十五条第三項中「職場適応訓練費請求書（様式第十二号）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による請求書を、」に、「知事」を「知事」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業所の名称及び事業主の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 二 事業所の所在地
- 三 請求金額
- 四 その他知事が必要と認める事項

第十九条第一項中「職場適応訓練実績報告書（様式第十三号）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書」に、「知事」を「知事」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業所の名称及び事業主の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 二 事業所の所在地
- 三 実施した職場適応訓練の内容
- 四 その他知事が必要と認める事項

第十九条第二項中「第八条」を「第八条第一項」に、「職場実習特例委託実績報告書（様式第十四号）」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による報告書を、」に、「知事」を「知事」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 事業所の名称及び事業主の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 二 事業所の所在地
- 三 実施した職場実習の内容
- 四 その他知事が必要と認める事項

第十九条第三項中「前項」を「第八条第一項」に、「職場適応訓練実績報告書（様式第十三号）」を「第一項第三号中「職場適応訓練」に、「職場実習特例委託実績報告書（様式第十四号）」を「職場実習」に改める。

様式第一号から様式第十四号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月二十三日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県規則第四十二号

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

秋田県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

- 九 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当を受けている同法第四条第一項第二号に規定する児童の父であつて、当該児童が同号イからホまでのいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたもの

第三条第三項ただし書中「から第八号の二まで」を「から第八号の三まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田県告示第197号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の解散を認可したの

で、同条第6項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 市街地再開発組合の名称
中通一丁目地区市街地再開発組合
- 2 施行地区
秋田市中通一丁目67番、68番、69番及び70番
- 3 事務所の所在地
秋田市中通一丁目4番3号
- 4 解散認可の年月日
平成25年4月23日
- 5 解散の理由
都市再開発法第45条第1項第3号該当

秋田県告示第198号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の名称の変更の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成25年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の名称	
変 更 後	変 更 前
一般社団法人秋田県交通安全協会	社団法人秋田県交通安全協会

秋田県告示第199号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第3項の規定により、次のとおり証紙売りさばき場所の変更の承認をしたので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成25年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	
	変 更 後	変 更 前
秋田市土崎港東二丁目12番22号 保 坂 律 子	秋田市土崎港東二丁目12番22号	秋田市土崎港中央五丁目1-6

秋田県告示第200号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年4月15日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社金沢組
鹿角市花輪字元村4番地2
代表取締役 金 沢 敏
秋田県知事許可（般-23）第10234号
- 3 処分の内容
土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成25年4月15日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成25年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般 国道	旧	101号	山本郡八峰町八森字新浜田622番地先から182番1地先まで	9.87～11.78	0.767
	新	101号	〃	11.80～17.67	0.767

2 供用開始の期日 平成25年4月24日 午後1時

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成25年4月23日から同年5月7日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小坂町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町荒谷字荒川23番地
 〃 〃 〃 〃 76番地
 〃 〃 大地字上羽ノ木田18番地
 〃 〃 上向字鳥越25番地
 〃 〃 〃 字赤坂12番地1
 〃 〃 大地字上村19番地2
 〃 〃 小坂字曲戸48番地
 〃 〃 〃 字大宮前30番地3
 〃 〃 〃 字村上16番地2
 〃 〃 〃 字余路米31番地2
 〃 〃 荒谷字万谷17番地
 〃 〃 小坂字冷川46番地
 〃 〃 〃 字上小坂21番地1

兎 澤 福 男
 福 田 穰
 亀 田 範 夫
 和 田 耕 治
 成 田 喜 一
 小 舘 康 弘
 熊 谷 勝 興
 石 田 正 志
 多 田 正 人
 中 村 俊 美
 安 保 進
 川 口 清 治
 細 越 勝 司

2 就任理事の住所及び氏名

鹿角郡小坂町荒谷字家口田34番地2
 〃 〃 小坂字上小坂21番地1
 〃 〃 大地字上羽ノ木田18番地
 〃 〃 上向字鳥越10番地
 〃 〃 〃 字赤坂12番地1
 〃 〃 大地字上村19番地2
 〃 〃 小坂字曲戸57番地
 〃 〃 〃 字大宮前30番地3
 〃 〃 〃 字村上16番地2

目 時 盛 行
 細 越 勝 司
 亀 田 範 夫
 和 田 功
 成 田 喜 一
 小 舘 康 弘
 小 林 正 行
 石 田 正 志
 多 田 正 人

鹿角郡小坂町小坂字余路米31番地2	中 村 俊 美
〃 〃 荒谷字荒川110番地	奈 良 勝 良
〃 〃 小坂字冷川46番地	川 口 清 治
〃 〃 荒谷字万谷26番地	安 保 均
3 退任監事の住所及び氏名	
鹿角郡小坂町小坂字中小坂71番地2	澤 口 弘
〃 〃 〃 字相内7番地1	中 村 修太郎
〃 〃 大地字上前田21番地2	亀 田 貫 一
4 就任監事の住所及び氏名	
鹿角郡小坂町荒谷字木ノ宮14番地2	佐々木 葉 子
〃 〃 小坂字相内7番地1	中 村 修太郎
〃 〃 大地字上前田21番地2	亀 田 貫 一

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、森吉町土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、二ツ井町土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月16日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、仙北市西木土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖角館東前郷字中関142番地の3

藤 川 雅 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、おものがわ土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月9日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久